

株 主 各 位

兵庫県たつの市新宮町平野60番地

株式会社 **帝国電機製作所**

代表取締役社長 宮 地 國 雄

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの「平成28年熊本地震」により、被災された皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時
 2. 場 所 兵庫県たつの市新宮町平野60番地
当社工場事務所棟3階誠和ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意願います。)
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第112期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第112期連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.teikokudenki.co.jp/>) への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.teikokudenki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費、住宅投資等を背景とした景気の回復が継続しております。また、欧州においても個人消費を中心とした内需主導の緩やかな景気回復が続いています。一方で中国では過剰生産設備や不良債権急増等の問題が残存し、依然として景気は減速基調にあります。

わが国経済においては、雇用情勢の改善傾向が続き、設備投資にも持ち直しの動きがみられる等、景気は緩やかな回復傾向をたどってまいりましたが、年明け以降急速に進んだ円高により、企業収益の悪化への懸念が高まり、先行き不透明感が強まっております。

このような状況の中で、当社グループは、「同心協力」をスローガンに、当連結会計年度の業績目標を達成すべく、全社一丸となって取り組んでまいりました。また、積極的な海外戦略を展開し、北米市場では、米国子会社TEIKOKU USA INC.によるキャンドモータポンプ市場の更なるマーケットシェア拡大を目指して、冷凍機向けポンプのノックダウン生産体制の構築等の取り組みを進めてまいりました。中国市場では景況感の悪化が目立つ中、中国子会社大連帝国キャンドモータポンプ有限公司が、メンテナンス関連の受注強化等の取り組みを推進してまいりました。また、韓国市場でのサービスメンテナンス拠点として、TEIKOKU KOREA TECHNICAL SERVICE CO., LTD. を設立いたしました。

一方、国内においてはユーザーとの継続的な信頼関係の強化や新規顧客の開拓に努め、市場及び顧客ニーズを収集した提案型営業を展開し、原価低減、技術開発、品質向上、生産性向上、サービス体制拡充等経営体質の強化に努めるとともに、高機能ポンプや大型ポンプの生産体制の強化及び生産効率の向上を目的として本社工場の建て替えを進めてまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、主力のポンプ事業においては、国内市場については設備投資の緩やかな回復等に伴い増加したものの、海外市場については、中国経済の減速等の影響により低調に推移しました。一方、電子部品事業においては、受注先からの仕事量の増加により、堅調に推移しました。

これらの結果、グループ全体として売上高は204億11百万円（前期比7.6%減）となりました。

利益面につきましては、売上の減少並びに粗利率が悪化した結果、営業利益は21億40百万円（同12.8%減）、為替差損2億23百万円の発生等により経常利益は20億4百万円（同33.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億0百万円（同29.7%減）となりました。

今後とも株主の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ポンプ事業

ポンプ事業は、国内においてはケミカル用モータポンプ、ケミカル以外用モータポンプともに全体に堅調に推移しました。海外においては、米国市場ではケミカル機器モータポンプ、冷凍機・空調機器モータポンプ等が増加したものの、中国市場ではケミカル機器モータポンプ、電力関連機器モータポンプ等が減少し、全体としてはケミカル用モータポンプ、ケミカル以外用モータポンプともに減少となりました。

その結果、売上高は171億33百万円（前期比8.3%減）、連結売上高に占める割合は83.9%となりました。

また、営業利益は、売上の減少並びに粗利率の悪化等により20億34百万円（同10.2%減）となりました。

電子部品事業

電子部品事業は、受注先からの仕事量の増加により、売上高は29億7百万円（前期比3.6%増）、連結売上高に占める割合は14.3%となりました。

しかし、粗利率の悪化並びに販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は80百万円（同18.4%減）となりました。

その他

その他は、昇降機等の特殊機器の売上が減少したことから、売上高は3億69百万円（前期比37.8%減）、連結売上高に占める割合は1.8%となりました。

また、営業利益は、売上の減少及び粗利率の悪化等により、24百万円（同72.5%減）となりました。

セグメントの売上の状況

セグメント	連結売上高	前連結会計年度比		構成比
		増減額	増減率	
ポンプ事業	17,133百万円	△1,549百万円	△8.3%	83.9%
電子部品事業	2,907百万円	102百万円	3.6%	14.3%
その他	369百万円	△225百万円	△37.8%	1.8%
合計	20,411百万円	△1,672百万円	△7.6%	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、13億8百万円であります。

その主なものは、当社において新工場建設に伴う建物及び機械装置等に7億94百万円を、基幹システム入れ替えに伴うソフトウェアに64百万円を、子会社の上月電装株式会社において生産ラインの拡張に61百万円を、子会社のTEIKOKU USA INC.において冷凍機ポンプ組立ラインの構築に37百万円を、子会社の株式会社平福電機製作所において生産ラインの効率化及び品質対応のためのリース資産に55百万円を、それぞれ投資いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは金融機関からの借入により4億83百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	19,933,407	19,791,678	22,083,271	20,411,128
経 常 利 益(千円)	2,651,409	2,173,731	3,030,492	2,004,257
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,820,286	1,396,129	1,993,350	1,400,556
1株当たり当期純利益(円)	100.08	76.76	100.06	68.70
総 資 産(千円)	22,548,253	25,327,813	31,192,516	31,148,121
純 資 産(千円)	15,787,983	17,848,244	23,218,828	23,910,791
1株当たり純資産額(円)	868.06	981.35	1,138.88	1,172.82

(注) 当社は、平成26年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社協和電機製作所	10,000千円	100%	プレーキモータ、コイル捲線、回転計用発電機の製造
上月電装株式会社	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工、電磁ブレーキの製造
株式会社帝伸製作所	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工、プレス加工
株式会社平福電機製作所	20,000千円	100%	自動車用電装品、産業機器用基板の製造
株式会社帝和エンジニアリング	10,000千円	100%	電気機械器具の設計・製図・製作、コンピュータソフトの開発・販売、健康食品の販売、プレーキモータ・電磁ブレーキの販売
TEIKOKU USA INC.	5,800 千米ドル	100%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス、電動油ポンプ、かくはん機、LPGポンプの販売
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	48,000 千人民元	100%	キャンドモータポンプ、電動油ポンプの製造・販売及び修理サービス、製品の改良・開発・研究
台湾帝国ポンプ有限公司	26,500 千台湾ドル	※ 100%	キャンドモータポンプ、電動油ポンプ、かくはん機、LPGポンプの販売及び修理サービス
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	142 千シンガポールドル	100%	キャンドモータポンプ、電動油ポンプ、かくはん機、LPGポンプの販売
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	950 千ユーロ	100%	キャンドモータポンプ、電動油ポンプ、かくはん機、LPGポンプの販売
TEIKOKU KOREA CO., LTD.	400,000 千韓国ウォン	100%	キャンドモータポンプ、電動油ポンプ、かくはん機、LPGポンプの販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社11社を含め計15社であります。

※印は子会社による所有比率を表示しています。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、好調であった米国景気に輸出や設備投資の停滞による減速懸念が見られ、追加利上げのタイミングが混沌とする等、世界経済全体の不透明感が高まっています。また、国内においても急速に進んだ円高による企業収益の悪化やそれによる設備投資への慎重姿勢の強まり等、景気の下振れリスクに留意する必要があります。

このような状況下、当社グループは、更なる企業価値向上のために、次の点に注力いたします。

- ① 国内外の景気動向等経営環境の変化に左右されない企業体質を構築し、収益力を強化するために、設計・製造段階における原価低減や販売費及び一般管理費等のコスト削減に努めてまいります。
- ② 更なる世界シェア獲得のために、顧客ニーズに合った技術開発の促進や原価低減、品質の確保に努めるとともに、グローバルな販売網・サービス体制をより一層強化してまいります。
- ③ 企業の社会的責任（CSR）への取り組みを当社グループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスを強化し、ステークホルダーに対して積極的に情報発信を行うことを通じ、持続的な企業価値向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社15社の計16社で構成され、下記製品の製造及び販売を主たる事業としております。

事業区分	主要製品
ポンプ事業	
ケミカル用モータポンプ	ケミカル機器モータポンプ LPG機器モータポンプ 冷凍機・空調機器モータポンプ
ケミカル以外用モータポンプ	半導体機器モータポンプ 電力関連機器モータポンプ 定量注入機器ポンプ その他モータポンプ
電子部品事業	
自動車用電装品	コントロールユニット カーエレクトロニクス
産業機器用基板	シーケンサ用基板
その他	
特殊機器	昇降機他
健康食品	キトサンを含む健康食品
人材派遣	設計及び図面作成の請負

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

株式会社帝国電機製作所	本 社	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
	技術開発センター	兵庫県たつの市新宮町光都3丁目29番2号
	営業所	西部営業所（本社内）、大阪営業所（大阪市中央区）、東京営業所（東京都台東区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、九州営業所（北九州市小倉北区）
	工 場	新宮工場（本社）、東京サービス工場（埼玉県草加市）、光都工場（兵庫県たつの市）
	出張所	千葉出張所（千葉県美浜区）
	駐在事務所	バーレーン駐在員事務所（バーレーン王国）

② 重要な子会社

株式会社協和電機製作所	本 社	兵庫県養父市大屋町夏梅12番地
上月電装株式会社	本 社	兵庫県たつの市新宮町光都3丁目29番1号
株式会社帝伸製作所	本 社	兵庫県たつの市新宮町吉島440番地
株式会社平福電機製作所	本 社	兵庫県揖保郡太子町福地745番地の1
	工 場	太子工場（本社）、光都工場（兵庫県たつの市）
株式会社帝和エンジニアリング	本 社	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
TEIKOKU USA INC.	本 社	アメリカ合衆国テキサス州
	工 場	ケミポンプ工場（ペンシルバニア州）
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	本 社	中華人民共和国大連市
	営業所	大連（本社内）、吉林、北京、済南、南京、上海、武漢、広州、成都、蘭州、西北、杭州、無錫、福州、石家荘、鄭州、大慶、包頭、青島、天津、昆明、合肥、西安
	工 場	大連工場（本社）
台湾帝国ポンプ有限公司	本 社	中華民国台湾台北市
	工 場	修理工場（高雄市）
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	本 社	シンガポール共和国
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市
TEIKOKU KOREA CO., LTD.	本 社	大韓民国ソウル特別市

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,232名 [85名]	1名減 [6名増]

(注) 従業員数は就業員数であり、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[]内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
328名 [1名]	14名減 [1名減]	36.6歳	13.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、社外からの出向者17名を含み、社外への出向者17名は含んでおりません。

なお、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[]内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	501,675千円
株式会社三井住友銀行	391,483千円
株式会社百十四銀行	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 69,200,000株
- ② 発行済株式の総数 20,400,138株
- ③ 株主数 6,649名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	2,286,400株	11.21%
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	1,219,051株	5.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	797,600株	3.91%
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	543,200株	2.66%
刈田耕太郎	536,244株	2.63%
徳永耕造	499,400株	2.45%
帝国電機取引先持株会	434,100株	2.13%
江頭憲治郎	419,952株	2.06%
株式会社三井住友銀行	410,000株	2.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	365,500株	1.79%

(注) 1. 持株比率は、自己株式(12,750株)を控除して算出しております。

2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 地 國 雄	大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長
常務取締役	中 村 嘉 治	総務本部長
取 締 役	大 川 貴 広	国際営業本部長
取 締 役	白 石 邦 記	国内営業本部長
取 締 役	舟 橋 正 晴	生産本部長
取 締 役	頃 安 義 弘	技術開発本部長
取 締 役	林 晃 史	弁護士（神戸京橋法律事務所副所長）、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役
常勤監査役	田 中 久 継	
常勤監査役	尾 上 喜 一郎	
監 査 役	長谷川 克 博	株式会社MORESCO社外監査役
監 査 役	曾 我 巖	

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第111期定時株主総会において、舟橋正晴、頃安義弘及び林晃史の各氏は新たに取締役に選任され、尾上喜一郎氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって、取締役尾上喜一郎氏は任期満了により、常勤監査役前野理生氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役林 晃史氏は、社外取締役であります。
4. 監査役長谷川克博及び監査役曾我 巖の両氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役林 晃史及び監査役長谷川克博の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役曾我 巖氏は、三菱電機株式会社の経理部門に昭和38年から平成14年1月まで在籍し、決算手続並びに計算書類等の作成実務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役林 晃史、監査役長谷川克博及び監査役曾我 巖の各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	107,073千円 (3,780千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	32,380千円 (5,580千円)
合 計	13名	139,453千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
3. 監査役尾上喜一郎氏は、第111期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と支給人員につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第102期定時株主総会において年額168,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第99期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議されております。
6. 当社は、平成26年6月27日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額は、取締役4名に対し59,621千円、監査役3名に対し6,880千円（うち社外監査役2名に対し2,488千円）となっております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役林 晃史氏は、弁護士（神戸京橋法律事務所副所長）及び株式会社F・O・ホールディングスの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役長谷川克博氏は、株式会社MORESCOの社外監査役を兼務しております。なお、当社は同社との間にポンプ販売等の取引関係がありますが、同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役林 晃史氏は、平成27年6月26日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席しており、必要に応じ、弁護士としての専門的な知識と経験から発言を行っております。
- ・ 監査役長谷川克博氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席しており、必要に応じ、経験豊富な経営者としての高い視点から発言を行っております。
- ・ 監査役曾我 巖氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席しており、必要に応じ、経理専門家としての深い知識と見識から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (注) 2	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社であるTEIKOKU USA INC. 及び大連帝国キャンドモータポンプ有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、保有する情報関連資産の管理に関わる基本原則である「情報管理に係る基本方針」及びそれに付随する諸規定に基づき情報の保存・管理を行う。各部署に情報の保存・管理に関わる責任者を設置し、その総括窓口を経営企画部とする。

② 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスク管理を統括する組織として、各部門から任命された委員からなるリスク管理委員会を設置し、各部門の業務に係るリスクの抽出・評価・管理を行う。個々のリスクについての管理責任者は当該部門からの委員とする。リスク管理委員会の委員長は総務本部長とし、活動状況を取締役に報告する。

リスク管理委員会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制についても、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況について審議を行う。

当社では、大震災等の災害時を想定したBCP（事業継続計画）の一環として「危機管理規定」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、または損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。グループ各社は当社の「危機管理規定」を準用する。

③ 当社企業グループの取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を原則として1か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」、「職務分掌規定」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

グループ各社は、「関係会社管理規定」及び「海外関係会社管理規定」に基づき、事業状況、財務状況その他の重要事項については、当社に対し定期的な報告を行うとともに、定期的に開催する取締役会において経営管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を確保する。また、グループ各社は、当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

- ④ 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用するコンプライアンス体制の基礎として、「帝国電機製作所グループ行動規範」を定める。また、各部署及びグループ各社にコンプライアンス責任者を設置し、経営企画部がそれを統括する。経営企画部は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を推進するため、各部署及びグループ各社の責任者を通じ、全社員に対し指導・徹底を行い、必要に応じ研修・勉強会を実施する。

当社は、内部通報制度を設け、役職員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査役または社外弁護士に通報しなければならないと定める。グループ各社は当社の内部通報制度を準用する。当社及びグループ各社には、通報内容の守秘義務があり、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社企業グループは反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断する。「帝国電機製作所グループ行動規範」にその旨を明文化し、役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用する行動規範として「帝国電機製作所グループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとする。各社に、情報管理責任者・コンプライアンス責任者を置くとともに、経営企画部がグループ全体の情報管理及びコンプライアンス体制を統括・推進する体制とする。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社監査役は、現段階ではその職務を補助する使用人を置くことを求めているが、今後そのような要請があった場合には、職務の補助を担当する使用人を選任する。職務の補助を担当する使用人を選任した場合には、当該使用人は監査役の要請に基づき補助を行う際に監査役の指揮命令に従うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査役の同意を要するものとし、独立性を確保する。

- ⑦ 当社企業グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役による重大な法令・定款違反行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。また、「監査役会規則」で、監査役は必要に応じ、または定例の監査役会において取締役及び使用人から報告を受ける旨規定する。

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内的重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社企業グループの取締役、監査役または使用人（以下役職員という）にその説明を求めることとする。当社企業グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社企業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役職員に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、会社は監査役の職務の執行に必要なでないと思認められるときを除きこれを拒むことができない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

- ・ 当事業年度は取締役会を13回開催し、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項、その他経営に関する重要事項の決議を行い、また職務の執行状況の報告を行っております。
- ・ グループ各社は、事業状況、財務状況その他の重要事項について、毎月当社に対し報告を行っております。また定期的に開催する取締役会において当社と経営管理情報の共有を図りながら、業務の適正を確保するための体制を維持しております。

② コンプライアンスに関する取り組みについて

- ・ 当社企業グループのコンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、CSRメモを通じて内部通報制度の周知を図ったほか、コンプライアンス勉強会を実施しております。
- ・ コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、コンプライアンス・ホットラインの通報先を総務本部長から常勤監査役へ変更しております。
- ・ 警察当局、地域企業との間で反社会的勢力に関する情報交換を行い、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を維持しております。

③ リスク管理に対する取り組みについて

- ・ 当事業年度はリスク管理委員会を6回開催し、当社規定に基づく情報管理の周知徹底を図る等、業務に係るリスクの抽出・評価・管理を行い、活動状況については、取締役会において報告を行っております。
- ・ 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制については、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況についてリスク管理委員会等において審議及び報告を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

- ・ 監査役は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役等との意見交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等、情報収集に努めております。
- ・ 当事業年度は監査役会を14回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告等を行っております。
- ・ 監査役は、会計監査人との間で、定期的に監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行っております。また、内部監査部門との間で、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況等の情報共有を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「みんなで良くなる」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」という社是のもと、1939年の創業以来、鉄道信号機の製造・販売や電気自動車の開発など、常に研究開発型企業として成長を続けてまいりました。この永年にわたって培われた技術の積重ねによって、1960年に独自技術で当社の現在の主力製品である完全無漏洩の「テイクキャンドモータポンプ」の開発に成功し、それが現在まで続く当社発展の原動力となっています。キャンドモータポンプは、有害な液体や危険な液体を絶対に外部へ漏らさないという構造的特徴を持っており、人や地球環境に最も優しいポンプとして地球環境問題に大きく貢献しています。そして、当社はその製造や製品検査に関する装置の開発など、製造にかかわる技術も自社開発に徹しており、その結果としてこれらについての特許も数多く取得しています。また、当社のキャンドモータポンプは、顧客の多様な要求を満足させるために個別受注生産されています。その構造的特徴から危険な現場で使用されることも多く、高い信頼性や長期にわたる過酷な使用環境に耐え得るだけの耐久性も要求されるため、その営業・設計には製品に対する深い知識のみならず、顧客の使用条件に対応できる豊富な知識と経験・ノウハウが必要となり、製造には高度な熟練技術を要します。そのため当社では、研究開発から製造、販売、メンテナンスまで一貫したサポート体制を構築しており、顧客との長期的な信頼関係を築くことにより、これらの経験やノウハウを蓄積しています。

このように、当事業は地道な研究開発や数多くの納入実績に裏打ちされた経験やノウハウ、長期的な視点に基づく設備投資や人材育成、取引先や地域社会との信頼関係など、永年にわたる努力の積重ねの上に成立しています。

当社の企業価値の源泉は、社是のもとこれらを支える豊富な知識と経験を持つ人材であること、及び脈々と受け継がれてきた経営資源や社風、そして株主の皆様方を始めとしたステークホルダーとの信頼関係が企業価値や株主共同の利益を支える基盤であるということが、当社の現状に対する基本認識であります。

当社を支配する者のあり方については、当社は株式公開会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、その目的、方法等において、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の

決定を支配する者として不適切であると考えます。判断にあたっては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響等を検討し、判断する必要があると認識しています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社株式の取引や異動の状況を常に注視するとともに、危機対応マニュアルに基づいて社内体制を整え、役割分担・対応方法等を明確にして、当社株式を大量に取得し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する者が出現した場合に備えています。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えています。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,957,255	流動負債	5,468,965
現金及び預金	9,922,009	支払手形及び買掛金	2,030,163
受取手形及び売掛金	7,114,207	短期借入金	1,093,159
製 品	1,208,744	リ ー ス 債 務	177,981
仕 掛 品	1,945,215	未 払 法 人 税 等	196,576
原材料及び貯蔵品	1,119,857	繰 延 税 金 負 債	24,927
繰 延 税 金 資 産	428,896	製 品 保 証 引 当 金	21,312
そ の 他	513,426	賞 与 引 当 金	462,893
貸 倒 引 当 金	△295,101	厚生年金基金解散損失引当金	19,965
固定資産	9,190,865	そ の 他	1,441,985
有形固定資産	6,836,234	固定負債	1,768,364
建物及び構築物	2,489,776	リ ー ス 債 務	398,348
機械装置及び運搬具	1,025,968	繰 延 税 金 負 債	179,133
土 地	1,688,114	退職給付に係る負債	1,007,370
リ ー ス 資 産	520,232	そ の 他	183,512
建設仮勘定	923,423	負債合計	7,237,330
そ の 他	188,718	(純資産の部)	
無形固定資産	464,766	株 主 資 本	22,795,958
そ の 他	464,766	資 本 金	3,118,118
投資その他の資産	1,889,864	資 本 剰 余 金	3,306,347
投資有価証券	1,423,200	利 益 剰 余 金	16,381,218
長期貸付金	17,891	自 己 株 式	△9,726
繰 延 税 金 資 産	287,181	その他の包括利益累計額	1,114,832
退職給付に係る資産	1,230	その他有価証券評価差額金	400,555
そ の 他	185,760	為 替 換 算 調 整 勘 定	860,051
貸 倒 引 当 金	△25,400	退職給付に係る調整累計額	△145,774
資産合計	31,148,121	純資産合計	23,910,791
		負債及び純資産合計	31,148,121

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		20,411,128
売 上 原 価		12,703,270
売 上 総 利 益		7,707,858
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,567,799
営 業 利 益		2,140,059
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,307	
受 取 配 当 金	32,507	
受 取 賃 貸 料	26,935	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	23,443	
そ の 他	25,499	123,695
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,676	
為 替 差 損	223,174	
そ の 他	2,645	259,496
経 常 利 益		2,004,257
特 別 損 失		
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	19,965	19,965
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,984,292
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	652,077	
法 人 税 等 調 整 額	△68,341	583,735
当 期 純 利 益		1,400,556
親会社株主に帰属する当期純利益		1,400,556

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 残高	3,118,118	3,306,347	15,266,085	△9,726	21,680,825
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△285,423		△285,423
親会社株主に帰属する当期純利益			1,400,556		1,400,556
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,115,133	－	1,115,133
平成28年3月31日 残高	3,118,118	3,306,347	16,381,218	△9,726	22,795,958

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年4月1日 残高	614,726	1,016,064	△92,788	1,538,003	23,218,828
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△285,423
親会社株主に帰属する当期純利益					1,400,556
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△214,171	△156,012	△52,986	△423,170	△423,170
連結会計年度中の変動額合計	△214,171	△156,012	△52,986	△423,170	691,962
平成28年3月31日 残高	400,555	860,051	△145,774	1,114,832	23,910,791

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,516,169	流動負債	1,855,850
現金及び預金	7,576,751	支払手形	583,648
受取手形	717,675	買掛金	273,502
売掛金	3,436,421	リース債務	1,990
製成品	282,635	未払金	293,520
仕掛品	584,434	未払法人税等	61,508
材料及び貯蔵品	823,190	未払消費税等	59,728
前払費用	79,404	前受金	22,274
繰延税金資産	204,823	預り金	209,069
関係会社短期貸付金	162,000	製品保証引当金	6,352
未収入金	624,647	賞与引当金	327,721
その他金	41,336	その他の	16,533
貸倒引当金	△17,150	固定負債	636,239
固定資産	7,176,367	長期未払費用	29,191
有形固定資産	2,993,687	退職給付引当金	538,246
建物	796,309	長期未払金	66,502
構築物	43,529	その他の	2,300
機械及び装置	397,317	負債合計	2,492,089
車両運搬具	2,722	(純資産の部)	
工具器具及び備品	96,889	株主資本	18,811,854
土地	767,580	資本金	3,118,118
リース資産	1,852	資本剰余金	3,306,347
建設仮勘定	887,485	資本準備金	2,905,909
無形固定資産	404,829	その他資本剰余金	400,438
ソフトウェア	400,747	利益剰余金	12,397,114
電話加入権	4,082	利益準備金	145,275
投資その他の資産	3,777,850	その他利益剰余金	12,251,838
投資有価証券	1,383,965	固定資産圧縮積立金	191,004
関係会社株式	689,838	別途積立金	6,211,000
出資	530	繰越利益剰余金	5,849,833
関係会社出資金	766,085	自己株式	△9,726
従業員長期貸付金	17,641	評価・換算差額等	388,593
関係会社長期貸付金	733,500	その他有価証券評価差額金	388,593
長期前払費用	15,080	純資産合計	19,200,447
保険積立金	4,444	負債及び純資産合計	21,692,537
会員権	34,650		
繰延税金資産	122,419		
その他の	35,095		
貸倒引当金	△25,400		
資産合計	21,692,537		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		9,419,801
売 上 原 価		6,149,516
売 上 総 利 益		3,270,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,289,619
営 業 利 益		980,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	587,205	
受 取 賃 貸 料	40,169	
経 営 指 導 料	9,548	
そ の 他	30,488	667,411
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	802	
為 替 差 損	209,891	
賃 貸 費 用	16,117	
そ の 他	67	226,878
経 常 利 益		1,421,198
税 引 前 当 期 純 利 益		1,421,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	296,379	
法 人 税 等 調 整 額	42,802	339,181
当 期 純 利 益		1,082,017

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成27年4月1日 残高	3,118,118	2,905,909	400,438	3,306,347	145,275	191,966	6,211,000	5,052,278	11,600,520
事業年度中の変動額									
税率変更による積立金の調整額						4,646		△4,646	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,608		5,608	—
剰余金の配当								△285,423	△285,423
当期純利益								1,082,017	1,082,017
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△961	—	797,555	796,593
平成28年3月31日 残高	3,118,118	2,905,909	400,438	3,306,347	145,275	191,004	6,211,000	5,849,833	12,397,114

	株主資本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成27年4月1日 残高	△9,726	18,015,260	597,536	18,612,796
事業年度中の変動額				
税率変更による積立金の調整額		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△285,423		△285,423
当期純利益		1,082,017		1,082,017
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△208,942	△208,942
事業年度中の変動額合計	—	796,593	△208,942	587,651
平成28年3月31日 残高	△9,726	18,811,854	388,593	19,200,447

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社帝国電機製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西康弘	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森村圭志	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社帝国電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社帝国電機製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大西 康弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村 圭志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行い、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を求め、その財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び当社企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社帝国電機製作所 監査役会

常勤監査役 田 中 久 継 ㊟

常勤監査役 尾 上 喜一郎 ㊟

監 査 役 長谷川 克 博 ㊟

監 査 役 曾 我 巖 ㊟

(注) 監査役長谷川克博及び曾我巖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、剰余金の処分を決定しております。第112期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案のうえ以下のおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき7円	総額	142,711,716円
--------	---------	----	--------------

なお、中間配当として1株につき7円をお支払いいたしておりますので、通期の配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化及び経営の意思決定の迅速化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(3) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役名誉会長、取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役名誉会長、取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>④ <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役の数)</u></p> <p>第25条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第26条 <u>当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第28条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやじくに お 雄 宮 地 國 雄 (昭和20年1月17日生)	昭和38年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 当社総務本部長 平成13年6月 大連帝国キャンドモータポンプ 有限公司総経理 平成15年5月 当社調達本部長 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年1月 当社中国事業本部長 平成16年2月 大連帝国キャンドモータポンプ 有限公司董事長 (現在に至る) 平成17年6月 当社代表取締役副社長 平成19年1月 当社代表取締役社長 平成22年1月 当社代表取締役社長兼中国事業 本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) ・重要な兼職の状況 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長	40,600株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>代表取締役として取締役会の決議を執行し、会社の業務全般を統括しております。大連帝国キャンドモータポンプ有限公司の設立から独資化までを担った経験があり、平成19年に代表取締役社長に就任以降は、豊富な実績と経験に基づく強いリーダーシップと決断力により、米国での修理サービス事業の買収や、中国国内での修理子会社の設立等、積極的な海外展開を推進しております。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重 要な兼 職の状 況	所有する当 社株式の数
2	なか むら よし ほう 中 村 嘉 治 (昭和26年10月29日生)	昭和49年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式 会社三井住友銀行）入行 平成16年11月 当社入社 当社国際営業本部国際事業部長 平成19年6月 当社取締役 当社国際営業本部副本部長兼国 際事業部長 平成20年4月 当社国際営業本部副本部長 兼TEIKOKU USA INC. President 平成24年10月 当社国際営業本部副本部長 平成25年1月 当社総務本部長兼経営企画部長 平成26年4月 当社常務取締役 (現在に至る) 平成27年9月 当社総務本部長兼総務部長 平成28年4月 当社総務本部長 (現在に至る)	6,100株
[取締役候補者とした理由] 総務部門担当取締役として総務、人事、経営企画、情報システム等を統括し、経営上の意思決定及び業務執行等の役割を果たしております。TEIKOKU USA INC. の社長を経験するとともに、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス分野での豊富な実績と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当 社における地位、担 当及び重 要な兼 職の状 況	所有する当 社株式の数
3	おお かわ たか ひろ 大 川 貴 広 (昭和37年11月5日生)	昭和62年4月 当社入社 平成21年4月 当社国際営業本部長付部長 平成21年7月 当社国内営業本部プロジェクト部長 平成24年9月 当社国際営業本部副本部長兼国際事業部長 平成25年6月 当社国際営業本部長兼国際事業部長 (現在に至る) 当社取締役 (現在に至る)	14,600株
		[取締役候補者とした理由] 国際事業部門担当取締役として国際営業を統括し、経営上の意思決定及び業務執行等の役割を果たしております。欧州での長期赴任の経験に加え、パーレン駐在員事務所の設立に携わる等、国際営業分野での豊富な実績と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしております。	
4	しら いし くに のり 白 石 邦 記 (昭和38年1月30日生)	昭和61年4月 当社入社 平成19年10月 当社国内営業本部西日本営業部長 平成24年1月 当社国内営業本部東日本営業部長 平成24年9月 当社国内営業本部副本部長兼東日本営業部長 平成25年6月 当社国内営業本部長兼東日本営業部長 当社取締役 (現在に至る) 平成25年10月 当社国内営業本部長兼国内事業部長 (現在に至る)	18,800株
		[取締役候補者とした理由] 国内事業部門担当取締役として国内営業を統括し、経営上の意思決定及び業務執行等の役割を果たしております。東西営業拠点の営業部長を歴任する等、国内営業分野での豊富な実績と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みなはしまきはる 舟橋正晴 (昭和30年12月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成19年8月 当社生産本部製造部長 平成23年3月 当社生産本部長兼製造部長兼生産技術部長 平成25年1月 当社生産本部長兼調達部長 平成26年7月 当社生産本部長 平成27年6月 当社生産本部長兼サービス部長 当社取締役 (現在に至る) 平成27年7月 当社生産本部長 (現在に至る)	21,300株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>生産部門担当取締役として製造、調達、サービスを統括し、経営上の意思決定及び業務執行等の役割を果たしております。本社工場建設に際してはプロジェクトマネージャーとして現場の総指揮を務める等、製造の責任者として豊富な実績と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしております。</p>			
6	ころやすよしひろ 頃安義弘 (昭和38年2月28日生)	昭和62年4月 当社入社 平成22年1月 当社国内営業本部定量ポンプ開発プロジェクトチーム部長 平成22年7月 当社技術開発本部技術部長 平成23年6月 当社調達本部品質保証部長 平成25年1月 当社技術開発本部開発部長 平成25年6月 当社技術開発本部長兼開発部長 平成26年3月 当社技術開発本部長兼開発部長兼技術部長 (現在に至る) 平成27年6月 当社取締役 (現在に至る)	8,200株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>技術開発部門担当取締役として技術、開発、品質保証を統括し、経営上の意思決定及び業務執行等の役割を果たしております。API685対応キャンドモータポンプをはじめとした高付加価値製品の開発を指揮する等、技術開発の責任者として豊富な実績と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしております。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ たなか ひさつぐ 田中 久 継 (昭和27年5月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年8月 当社調達本部調達部長 平成20年10月 当社監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	15,600株
	[取締役候補者とした理由] 当社監査役として当社グループの企業活動全般にわたる監査を行っております。内部監査部門において培った豊富な知見と経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実に貢献していることから、監査等委員である取締役候補者としていたしております。		
2	※ そが いわお 會 我 巖 (昭和19年7月10日生)	昭和38年4月 三菱電機株式会社入社 平成11年6月 同社三田製作所総務部長 平成14年2月 日本インジェクタ株式会社入社 代表取締役常務 平成17年3月 同社代表取締役副社長 平成19年4月 撰菱テクニカ株式会社非常勤顧問 平成19年6月 当社監査役 (現在に至る)	一株
	[社外取締役候補者とした理由] 三菱電機株式会社において長年に亘り経理・総務部門の業務に携わっていたことから財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、これまで培ってきたビジネス経験を活かして、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実に貢献していることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしております。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当 社における地位、担 当及び重 要な兼 職の状 況	所有する当 社株式の数
3	はやし こう じ 史 林 晃 史 (昭和34年9月18日生)	平成2年4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録 北山法律事務所(現神戸京橋法律事務所)入所 平成21年5月 神戸京橋法律事務所副所長 (現在に至る) 平成24年4月 兵庫県弁護士会会長 平成26年6月 株式会社樺本チエイン補欠監査役 (現在に至る) 平成27年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成27年9月 株式会社F・O・ホールディングス社外取締役 (現在に至る) 平成28年4月 日本司法支援センター兵庫地方事務所所長 (現在に至る) ・重要な兼職の状況 弁護士(神戸京橋法律事務所副所長) 株式会社F・O・ホールディングス社外取締役 日本司法支援センター兵庫地方事務所所長	一株
	<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、独立した立場から法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関して助言を行っております。このような経験と実績から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実を図ることができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしております。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 曾我 巖及び林 晃史の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 曾我 巖氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
5. 林 晃史氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、曾我 巖及び林 晃史の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、林 晃史氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。曾我 巖氏につきましても、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等の額について、平成18年6月29日開催の第102期定時株主総会において、年額168,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額168,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

メ モ

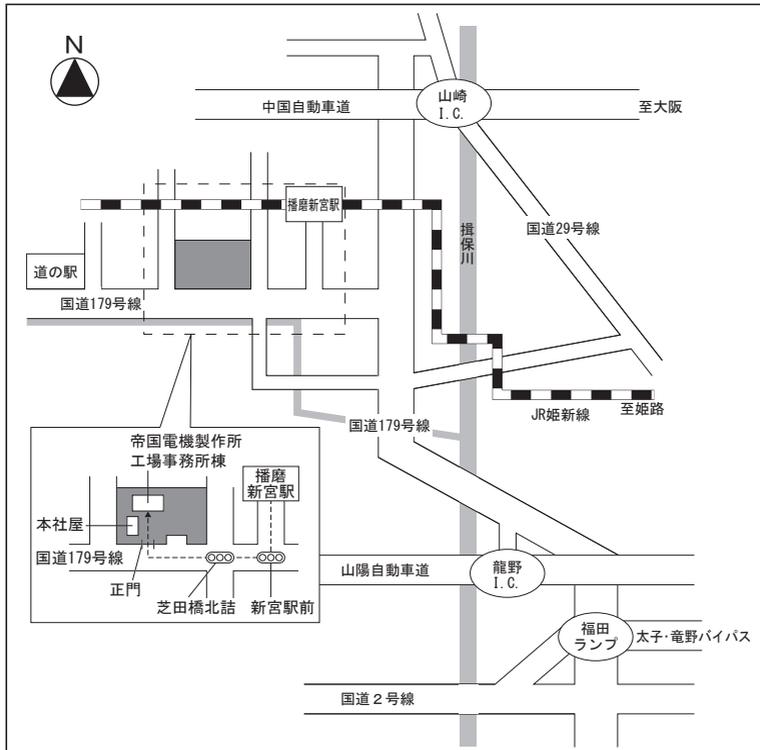
株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県たつの市新宮町平野60番地

当社工場事務所棟3階誠和ホール

(会場が昨年と異なっておりますのでご注意ください。)

電話0791-75-0411



- ・ JR 姫新線「播磨新宮駅」より徒歩約10分
- ・ 中国自動車道「山崎I.C.」より車で約20分
- ・ 山陽自動車道「龍野I.C.」より車で約20分
- ・ 太子・竜野バイパス「福田ランプ」より車で約20分